



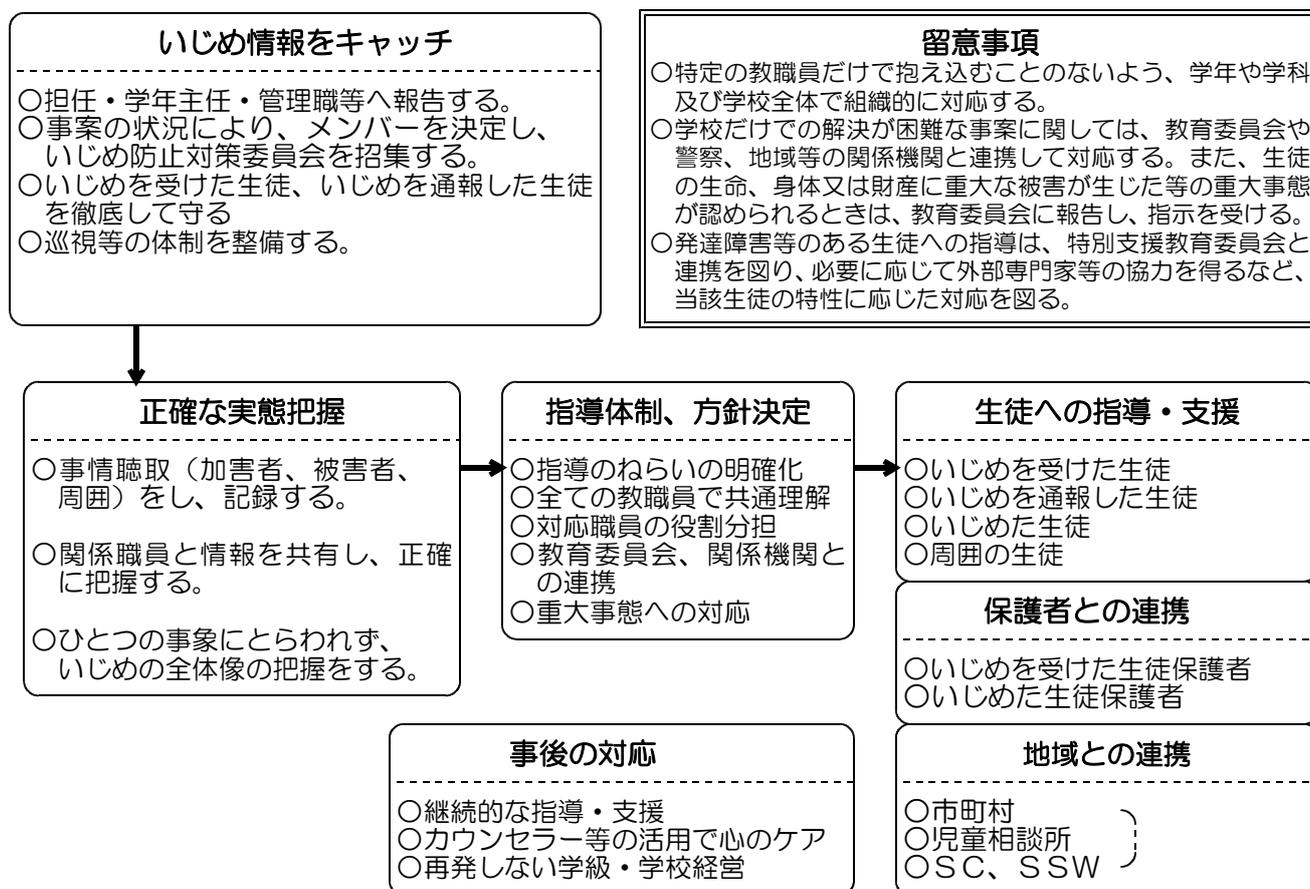
いじめ防止等のための基本方針

秋田県立由利工業高等学校

1 由利工業高校におけるいじめに関する基本方針

- ① 「いじめはどの生徒にも、本校でも起こりうる」という共通認識を持つ。
- ② 「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で日々の指導にあたる。
- ③ 「いじめは人権侵害であり、法的にも禁止されている」ことを理解させる。

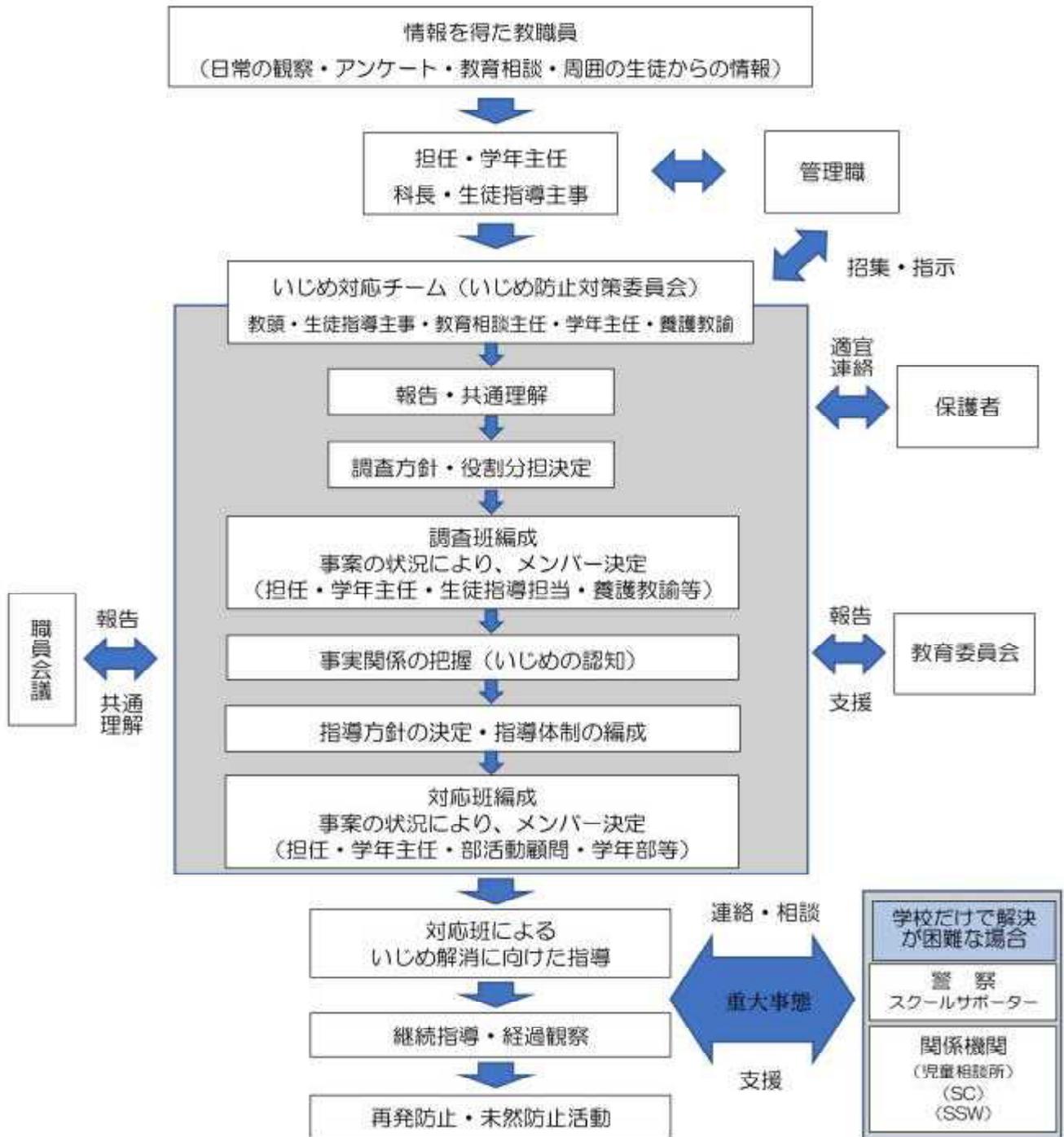
2 いじめの発見から対応の流れ



3 教育委員会、警察、地域等の関係機関との連携

- 学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域などの関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況について情報交換をし、「顔の見える連携」を大切にする。
- ①重大事態にならないように、教育委員会から指導助言等の必要な支援を求めることも大切である。
- ②学校で犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署やスクールサポーター等々に相談し連携する。生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する。
- ③いじめの背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、SSWと連携する。

4 組織的対応の流れ



※この対応チームはあくまでも目安であり、ケースによっては変わることもある。